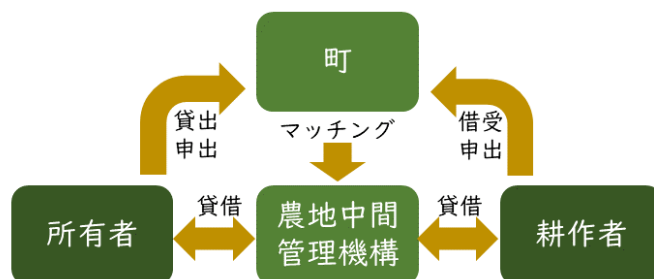


朝日町農地マッチング支援ガイドライン

目的

このガイドラインは、農地の貸借を実現するための情報集めや提供を通じ、遊休農地や耕作放棄地の発生防止、農地の集積・集約化、新規就農者の確保を目指します。



町が行う支援

農地を貸したい方・借りたい方からの申出書を受付け、情報を収集・整理します。

貸し手と借り手の条件を照らし合わせ、マッチングを行います。

条件が合致した場合、貸借の手続きのため、農地中間管理機構への情報提供等を行います。

耕作できる農地をお探しの方へ

農地を借りたい場合は「農地借受希望申出書」を記入し、町に提出してください。

この支援の対象者は、**年間 150 日以上**の農作業従事が見込まれ、**農地を適切に管理できる体制**が整っている**町内在住者**に限ります（町外在住者は不可）。

農地の借り手をお探しの方へ

農地を貸したい場合は「農地貸出希望申出書」を記入し、町に提出してください。

借り手が見つかるまでの間、農地の維持管理は、原則、所有者が行ってください。

この支援の対象農地は、**市街化区域以外の農地**に限ります（市街化区域内の農地は不可）。

注意点

申出書を提出したとしても、必ずマッチングが成立するとは限りません。

マッチングの際、地域計画等で位置付けられている耕作者を優先する場合があります。

マッチングが成立した場合は、**農地中間管理事業を利用した貸借**の手続きを進めます。

町が収集した情報は、農地中間管理事業に関係する機関等へ提供することがあります。

農地中間管理事業による貸借が決定した場合、原則、契約内容は変更できません。万が一、期間中に解約等が必要となった場合は、借り手と貸し手が協議し、合意する必要があります。

問い合わせ先

朝日町役場 産業建設課 TEL 059-377-5658